

# 高齢者虐待の防止のための指針

社会福祉法人 道志会

令和4年4月施行

## 虐待の防止のための指針

(虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 この指針は、社会福祉法人 道志会の基本理念である「福祉是愛」のもと運営する施設及び事業所において、人としての尊厳を損なう行為或いは損なう恐れのある行為を厳しく禁じるとともに、「虐待」の早期発見・早期対応・再発防止について、すべての職員が本指針を遵守し業務にあたるものとします。

(虐待の定義)

第2 この指針において「虐待」とは、職員が支援を行う利用者に対して行う次の各号のいずれかに該当する行為をいいます。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待対応責任者)

第3 本指針による虐待対応の責任者として各施設及び事業所（居宅介護支援事業所・地域包括支援センターを除く。以下同じ）に「虐待対応責任者」を設置し、各施設及び事業所の管理者があたるものとします。

2 虐待対応責任者の職務は次のとおりとします。

- ① 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討
- ② 解決のための当事職員との話し合い
- ③ 利用者（家族含む）及び通報者への結果報告
- ④ 綾瀬市への報告

(虐待防止受付担当者)

第4 利用者や家族等が虐待通報を行いやすくするため、各施設及び事業所に「虐待防止受付担当者」(以下「受付担当者」という。)を設置します。

- 2 受付担当者は相談員又は虐待対応責任者が指名した者として。
- 3 受付担当者が不在の時は、受付担当者以外の職員が通報を受けることができる。その際通報を受付けた職員は、別に定める「虐待通報受付書」により遅滞なく受付担当者にその内容を報告しなければならない。
- 4 受付担当者の職務は次のとおりとします。
  - ① 利用者または家族、職員等からの虐待通報受付
  - ② 虐待内容、利用者等への意向の確認と記録
  - ③ 虐待対応責任者への前項による記録を用いた報告

(虐待防止検討委員会その他の組織に関する事項について)

第5 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会及び虐待防止検討事業所委員会を設置します。

- 2 虐待防止検討委員会は各事業所委員会の委員等で構成し、委員を務める虐待対応責任者の中から委員長を選出します。
- 3 身体拘束適正化委員会等取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- 4 虐待防止検討委員会は年4回以上の開催とし、必要な都度委員長が招集します。
- 5 虐待防止検討委員会の審議事項等は、次のとおりとします。
  - ・虐待防止検討委員会及び虐待防止検討事業所委員会、その他法人及び施設等の組織に関すること
  - ・「虐待の防止の為に指針」の整備・改訂に関すること
  - ・虐待の防止に向けた職員研修の内容に関すること
  - ・虐待について、職員が相談・報告できる体制の整備について
  - ・法人内において虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること
- 6 虐待防止検討事業所委員会の委員長は、各事業所等の虐待対応責任者(施設管理者)とします。
- 7 虐待防止検討事業所委員会の委員は、介護支援専門員、看護師、ケアワーカー、生活相談員等から虐待対応責任者が指名した者として。
- 8 虐待防止検討事業所委員会は年2回以上の開催とし、虐待事例の発生時等必要な都度委員長が招集するものとします。

- 9 虐待防止検討事業所委員会の議題は次のとおりとします。
- ・施設及び事業所内で虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること
  - ・虐待防止や身体拘束廃止に向けた自己点検に関すること
  - ・虐待防止の啓発に関すること

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第6 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

- 2 具体的には、次のプログラムにより実施します。
- ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - ・高齢者権利養護事業／成年後見制度の理解
  - ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ・早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ・発生した場合の改善策
- 3 研修は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待又はその疑い「以下、「虐待等」という。）」が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

- 第7 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

- 第8 職員が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合には、本指針に従い受付担当者に相談し、受付担当者から虐待対応責任者に報告します。
- 2 虐待対応責任者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、相談・報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行い

ます。

また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理したうえ、虐待防止検討事業所委員会へ報告します。

- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討事業所委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

（成年後見制度の利用支援に関する事項）

- 第9 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、市の関係窓口や社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

- 第10 虐待等の苦情相談について、受付担当者は寄せられた内容について虐待対応責任者に報告します。
- 2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
  - 3 対応の流れは、上述の「第8 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
  - 4 対応の結果は、相談者にも報告します。

（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

- 第11 入所者及びそのご家族等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（その他虐待の防止の推進のために必要な事項）

- 第12 第6に定める研修会のほか、地方公共団体や関係団体等により提供さ

れる虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 4年 4月 1日より施行する。